

4

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 10 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容
			年 月 日	令和 3 年 5 月 14 日					
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	[REDACTED]					令和3年11月30日 変更許可を要しない設計変更届出書 (宅内排水管の取付け)
			氏 名	徳本 久美子					令和3年12月8日 変更許可を要しない設計変更届出書 (ブロック塀(9171-1)の壁高さと高さの変更)
	工 事 施 行 者		住 所	広島市佐伯区八幡東三丁目9番8-4号					
			氏 名	株式会社クリエイト 代表取締役 瀧本 篤司					
	許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継	承継または 受 理	番 号						
			年 月 日	令和 年 月 日					
		承継した者	住 所						
			氏 名						
		工事施行者	住 所						
			氏 名						
	承継の原因等								
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市東区温品四丁目998番1.998番3.999番の一部 1000番、1001番の一部、1002番1の一部、100番地水路及び999番 1001番地先河川					
				開 発 面 積			2383.24 m ²		
		予定建築物の用途		自宅及び配の倉庫					
		宅地区画および戸数		2					
		区域及び 地 域 等	区 域	市街化区域 市街化調整区域					
			地域・地区	第一種住居地域					
	法第41条第1項の 制限の内容			○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)					
予 定 工 期	着 手	許可の日から300日以内		令和 年 月 日					
	完 了	着手の日から180日以内		令和 年 月 日					
工 事 完 了	検 査	広 指 宅 第 210 号		令和 3 年 12 月 8 日					
	公 告	広島市告示第 592 号		令和 3 年 12 月 8 日					